



北陸地方整備局管内初

国道・高速道路での特殊車両(過積載車両等)の

同時取り締まりを実施しました。

過積載車両や大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所、NEXCO東日本 湯沢管理事務所、南魚沼警察署、高速道路交通警察隊湯沢分駐隊による同時取り締まりを実施しました。

取り締まり実施結果

取締日時 : 平成24年8月31日(金) 10:00~12:00

取締場所及び結果

・国道17号 塩沢道路ステーション(南魚沼市大字関字大塚地先)

取締車両数 : 14台

うち、特殊車両通行許可 通行経路違反 2台
無許可 2台
連結車違反 3台

・関越自動車道 湯沢インターチェンジ(南魚沼郡湯沢町大字神立地内)

取締車両数 : 1台

うち、違反車なし

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合わせ先 : 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 土田 利明 [電話] 0258-36-4551(内線341) [FAX] 0258-33-7566

湯沢維持出張所長 杉本 敦 [電話] 025-784-1177 [FAX] 025-784-4433

東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本) 新潟支社 湯沢管理事務所

管理担当課長 荒木 仁 [電話] 025-784-3921 [FAX] 025-785-6131

新潟県 南魚沼警察署 交通課 [電話] 025-770-0110 [FAX] 025-773-2121



【取締実施状況】

塩沢道路ステーション



湯沢インターチェンジ



★ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防止する目的で、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度「一般的制限値」を定めています。（道路法47条1項、車両制限令第3条）

車両の諸元	一般的制限値(最高限度)
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量 20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)
	軸重 10.0トン
	隣接軸重 ◆隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 = 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のとき = 19トン) ◆隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 = 20.0トン
	輪荷重 5.0トン
最小回転半径	12.0メートル



これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

★ ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路は国民の財産であり、道路利用者に安全かつ快適な状態で提供し、次世代により良好な状態で引き継いでいくことが重要な課題となっています。しかし、一部の過積載車両や違法意識の低い車両の通行により、道路は大きなダメージを受けています。



わだち掘れ



舗装のひび割れ

